

地域振興策及び風評被害対策の概要について

地域振興策及び風評被害対策については、関係省庁と連携して、政府全体でしっかりと対応する。

1. 地域振興策

処理施設設置に当たり、東日本大震災からの復興・復旧の観点から地元自治体を実施する、周辺地域振興や風評被害対策のために行われる事業を支援する。

① 対象事業

地元の要望を踏まえ、東日本大震災からの復興・復旧の観点から地元自治体を実施する、周辺地域振興や風評被害対策を目的として行われる幅広い事業を対象

(例) 処理施設周辺の道路整備や地域の住民が集まれるような施設

風評被害防止を目的とした観光や地域の特産品のPR

その他、周辺地域振興や風評被害対策を目的とする各種事業

② 実施形態

自治体が設置する基金に対し、基金造成費補助金を交付することを想定

③ 交付先

基金造成自治体：都道府県又は市町村

④ 交付予定金額

50億円（平成27年度予算案額）※5県合計

2. 風評被害対策

まずは風評被害が発生しないようにすることが大事であり、施設の安全性のPRやモニタリング情報の公開等により風評被害の未然防止に万全を尽くす。

これらの対策を講じた上で、万が一、風評被害が生じた場合は、ご相談の上、国として責任をもって、可能な限りの対策を講じる。

➤ 環境省ホームページを通じたPR

- 指定廃棄物の発生経緯、一時保管の現状と課題、処理施設の必要性・安全性等について分かりやすく説明



➤ 指定廃棄物に関するパンフレットの作成・配布を通じた理解の促進

- 指定廃棄物に関する基礎情報、処理のプロセス、一時保管と収集・運搬の方法、処理施設の必要性・安全性、モニタリング、放射線の基礎知識に関するパンフレットを作成・配布



指定廃棄物のいまとこれから

指定廃棄物とは？

指定廃棄物の処理の流れ

一時保管と収集・運搬

焼却などの減容化

処分施設の安全性

モニタリングによる安全の確認

放射線の基礎知識

・ 他県の例

➤ 新聞広報を通じた理解の促進

- ・ 一時保管の現状と課題、処理施設の必要性、特に懸念の多い自然災害や水源への影響に対する安全性、県内処理方針などについて、新聞に掲載

＜新聞広報の実績の例＞

指定廃棄物の処理について [全面広告]



環境省からのお知らせです。

ご存じですか？ 指定廃棄物処理

栃木県では、放射性物質に汚染された指定廃棄物が県内の約170カ所で分散して一時保管されています。現在はシートや土のうなどで遮へいすることにより管理していますが、長期的には竜巻など自然災害の心配もあり、できるだけ早期に安全な施設で処理することが課題となっています。

指定廃棄物とは

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故直後、私たちの日常生活の中で排出される焼却灰や牧草などの一部に放射性物質が付着し、放射性物質に汚染された廃棄物が発生しました。これらの汚染された廃棄物のほとんどのものは放射能濃度が低く、一般の廃棄物と同様の方法で安全に処理できます。一定濃度(1キログラム当たり8,000ベクレル)を超えた一部のものについては、処理に当たって配慮が必要なため、これらは指定廃棄物として、国が責任をもって適切な方法で処理することとなりました。

栃木県内で処理する廃棄物は原子力施設で発生する使用済核燃料などの放射性廃棄物とは全くレベルが違います！

栃木県内で処理する廃棄物は、東日本大震災の直後、飛散した放射性物質が皆さまの日常生活で排出されたごみの焼却灰や牧草などに付着したものです。原子力施設から発生した使用済核燃料などの放射性廃棄物とは全くレベルが違います。



放射性物質の流れ

放射性物質は、事故直後の福島第一原子力発電所から発生し、風や水を通じて県内各地に広がりました。これにより、焼却灰や牧草などに放射性物質が付着し、指定廃棄物として発生しています。現在は、焼却灰は焼却施設で、牧草は乾燥施設でそれぞれ処理されています。また、放射性物質は地下水や土壌に浸透し、環境汚染を引き起こす可能性があります。

一時保管の状況

指定廃棄物は、県内の約170カ所で分散して一時保管されています。現在は、シートや土のうなどで遮へいすることにより管理されています。しかし、自然災害や環境汚染のリスクがあります。

処理施設

指定廃棄物の処理には、放射性物質の除去が必須です。現在は、焼却灰は焼却施設で、牧草は乾燥施設でそれぞれ処理されています。また、放射性物質は地下水や土壌に浸透し、環境汚染を引き起こす可能性があります。

とちぎテレビ3ch放送

環境省からのお知らせ
ご存じですか？
指定廃棄物の処理

放送：12月17日～3月18日
毎週水曜日 20:25～20:30

放送内容

シリーズ1
指定廃棄物とは…

シリーズ2
指定廃棄物から受ける放射線量について

シリーズ3
一時保管者の声

シリーズ4
処理施設の安全性について

より安全な施設で処理し、管理を徹底します。

※処理施設は放射線を遮へいする構造です。

指定廃棄物の埋立中は、廃棄物を埋め立てる際にその上を土で覆うなど、敷地境界での遮断距離が年間1ミリシーベルトを下回るようにします。また、埋立終了後には、処理施設の上層をコンクリート製の覆いで覆い、さらにその上を土などで覆い、影響を軽減することにより、周辺住民への健康に対する影響が生じないようにします。

栃木県内の指定廃棄物については、国が責任をもって県内1カ所に処理施設等を設置し、安全に処理を行います。このため、候補地において、まずは詳細調査を実施したいと考えています。みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

指定廃棄物に関するお問合せ窓口 03-6741-4535 (9:30～18:15 土日祝除く)

➤ テレビ広報を通じた理解の促進

- ・指定廃棄物や放射線の基礎知識、一時保管の現状と課題、処理施設の必要性や安全性等をテーマとしたインフォーマーシャルを放送



➤ モニタリング情報の公表

- ・施設周辺の空間線量率・地下水の水質などについて、施設設置前から測定し、施設設置前後において数値の比較を行い、問題がないことを確認。測定データを随時更新して公表。